

通報に当たっての留意事項

- 1 通報に当たっては、内部通報連絡票に必要事項を記載のうえ、メールまたは郵送でご提出ください。
- 2 通報できる内容は「法令（法人の規程、要綱、規則等を含みます。）に違反する行為」、「学生、患者、職員等の生命、身体、財産その他の利益に重大な損害を与える行為」、「附属2病院の医療安全管理の適正な実施に疑義を生じさせる行為」、「その他法人の事務事業に係る不当な行為で、法人の利益を失わせ、若しくは法人に著しい損害を与えるもの」ですので、一般的なご意見や苦情は該当の部署等へ直接お申し出ください。
- 3 誹謗中傷、私利私欲等の不正な意図又は私憤、敵意等個人的な感情による通報はできません。
- 4 通報に当たっては、法令違反等の行為が発生していると信ずるに足りる相当の理由及び客観的な証拠、資料等を明らかにしたうえで通報してください。
- 5 調査に当たっては、通報者に協力を依頼する場合があります。
- 6 外部窓口へ通報した場合も、通報内容は内部通報制度委員会の事務局（監査室）に共有されます。匿名を希望される方は、添付資料においても通報者氏名等が特定できないようにしてから添付してください。
- 7 内部通報制度委員は学外の方なので、外部窓口に通報する場合は OneDrive 等学内専用の共有システムは使用せずメールに直接添付するなどしてください。